

空き家とともに残されるペットの未来をお手伝い ペットのための信託サービスを開始



現在、国内には820万戸の空き家が存在し、人口減少や高齢者社会に伴いその数は増加しており空き家の発生抑制や空き家の活用は重要課題として一般社団法人全国古民家再生協会では、全国空き家アドバイザー協議会を設置し、各地自治体単位で空き家問題に関する窓口設置をスタートしました。

空き家問題には、「仏壇・相続・片付け」が課題として挙げられますが、それ以外にも家族と同じ「ペット」の存在も忘れてはなりません。日本では今、年間約4万3,000頭の犬猫が殺処分されています。(平成29年度 環境省報告) 一旦飼い始めたにもかかわらず途中で放棄してしまう方もいます。また空き家問題が取りざたされている中、相続・仏事・片付けに加え、家族であるペットの行き場がないケースが増えています。ペットと人の在り方を変えていかなければなりません。この度、一般社団法人ファミリーアニマル支援協会と連携し、「ペットのための信託」をスタートします。

大切な家族だから「ペットのための信託契約」 全国ネットで取扱い開始！

[資金を管理する所]

ペットの将来のために
飼育費を信託しておく



新しい飼い主の飼育を見守る
信託監督人を設置
飼い主に万が一のことがあった場合
ペットの生活を保障

ペットのための信託契約



[現在の飼い主]

ペットのための信託ってなに？？？

病気、けが、死亡など飼い主にもしもの事があった時に、残されたペットがその後も不自由なく幸せな生涯を送るために資金と場所を準備しておく仕組みです。

[新しい飼い主]

ペットのための信託の事例①

- ・犬村祥子さん（70）は、3年前ご主人を亡くし、愛犬タロウと暮らしており日々のタロウの散歩と近所のお散歩仲間との会話が唯一の楽しみです。
 - ・祥子さんは最近、ご自身の体調が優れません。万が一自分が倒れてしまったら、タロウの事を考えると不安です。
 - ・県外に一人娘の香さん（42）がいますが、ご主人の仕事で転勤家族であり、タロウを任せることはできません。
- 万が一タロウの飼育ができなくなった場合に備えて香さんにはペットのための信託契約をする旨の説明をし、同じような悩みを抱えていた山田一郎さんのペットのための信託契約も行い、お互いに万が一の第1飼い主になる事にしました。香さんをタロウの飼育費管理者（受託者）、お散歩仲間で同じく一人暮らしの山田一郎さん（65）を第1飼い主、紹介してもらった老犬ホームを第2飼い主としたペットのための信託契約書を作成しました。
- また祥子さんの一人暮らしをサポートするために任意後見契約も同時に作成しました。亡くなる以前に倒れたり、認知症になった場合も、祥子さんとタロウの生活を守る仕組みを作りました。

ペットのための信託の事例②

- ・服部猫美さん（60）は、ご主人の竜男さん（61）、長女の犬子さん（25）と竜男さん名義の持家に住んでいます。
 - ・夫婦は動物好きで、現在保護した猫8匹を大切に可愛がっています。夫の定年退職を機に、今後の事を考え始めました。自分たちが猫を残して亡くなった時に、猫たちが行き場を失う事がないように、また子供たちが困らないように対策を立てたいと思っています。
 - ・長男の亀之助さん（27）は2年前に結婚し、現在は市内の賃貸マンションで暮らしています。
- 亀之助、亀之助の妻（30）、犬子も動物好きですが金銭面で負担をかけたくないかもしれません。

猫美さんは猫たちの飼育費としてF銀行の預金をあてる事にしました。

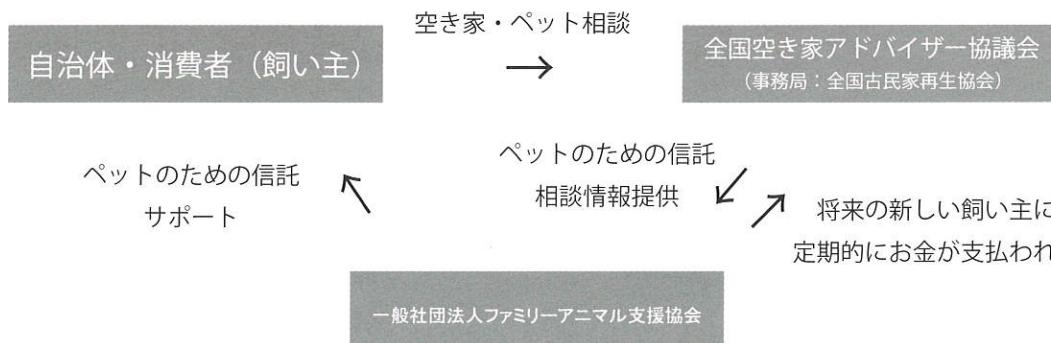
管理者兼第1飼い主を長女の犬子とし、犬子が結婚やその他事情で飼育困難になった場合を想定し、第2飼い主として亀之助を指定しました。

竜男さん名義の家は猫たちを飼育するものが住めることとし夫婦はそろって公正証書遺言も残しました。

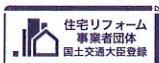
ペットのための信託のメリットは？

- Q1. 飼い主が病気や怪我で介護が必要になったり、老人ホームに入所することになったとしても
- A1. 予めペットのための信託契約をしておけば、ペットの生活は当該資金でまかなえるため安心です。
- Q2. 飼い主が急に亡くなっても
- A2. 予めペットのための信託契約をしておけば、新しい飼い主を決めてあるので、ペットが露頭に迷うことはありません。
- Q3. 飼い主の死後、相続人が財産分けでもめても
- A3. あらかじめペットのための信託契約をしておけば、飼育費は確実に守られ、信託監督人がペットの様子と飼育費を監督するので、ペットの生活は保障されます。
- Q4. 年齢がネックで新たにペットを飼えない方も
- A4. あらかじめペットのための信託契約をしておけば、万が一の場合の新しい飼い主を決めておくので安心して飼うことができます。

全国古民家再生協会のネットワークで対応



一般社団法人
全国古民家再生協会



一般社団法人全国古民家再生協会
〒07-0061 東京都港区北青山 2-7-26 Landwork 青山ビル
TEL 03-6890-0641 FAX 03-6856-4414



一般社団法人ファミリー・アニマル支援協会
〒811-0213 福岡県福岡市東区和白丘 2-29-24
TEL 092-775-0418 FAX 092-515-5103